

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等
について

平4. 6. 26 人能A第17号
高等長官，地方，家庭所長，
最高事務総局局課長，3研修
所長，最高図書館長あて事務
総長依命通達

改正 平6人能A第29号
平13人能A第2号
平17人能A第001612号
平20人能A第004112号
平27人能第354号
平28人能第601号
平29人能第40号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の兼業の許可等について下記のとおり定めましたので、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）並びに裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和27年最高裁判所規則第1号）において準用する人事院規則14－8（営利企業の役員等との兼業），職員の兼業の許可に関する政令（昭和41年政令第15号。以下「政令」という。）及び職員の兼業の許可に関する内閣官房令（昭和41年総理府令第5号。以下「内閣官房令」という。）に規定するもののほか，これによってください。

記

第1 用語の定義

1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 役員等 会社その他の団体の役員、顧問又は評議員をいう。
- (2) 営利企業兼業 営利企業の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことをいう。「自ら営利企業を営むこと」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいい（以下「自営」という。）、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

この場合において、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売にあつては販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上であるとき又は不動産若しくは駐車場（以下「不動産等」という。）の賃貸にあつては次のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱うものとする。

ア 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- (ア) 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
- (イ) 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
- (ウ) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
- (エ) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
- (オ) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

イ 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- (ア) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

(イ) 駐車可能台数が10台以上であること。

ウ 不動産等の賃貸に係る賃貸料収入の合計額が年額500万円以上である場合

エ ア又はイに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(3) 有報酬兼業 報酬（旅費、宿泊料等実費弁償に相当するものを除く。以下同じ。）を得て、団体（営利企業を除く。）の役員等の職を兼ね、その他事業に従事し、又は事務を行うことをいう。

(4) 無報酬兼業 報酬を得ないで、団体（営利企業を除く。）の役員等の職を兼ねることをいう。

2 法第103条第2項及び第104条の規定中「所轄庁の長」とあり、並びに政令第1条及び内閣官房令の規定並びにこの通達中「所属庁の長」とあるのは、承認又は許可を受けようとする職員の所属する庁の長（最高裁判所事務総長については最高裁判所長官、最高裁判所に勤務する職員（最高裁判所事務総長を除く。）については最高裁判所事務総長、簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員についてはその所在地を管轄する地方裁判所の所長）とする。

第2 無報酬兼業の制限

職員は、無報酬兼業をする場合には、あらかじめ所属庁の長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる団体の役員等の職を兼ねる場合は、この限りでない。

- 1 国家公務員等共済組合連合会及びこれに設置された機関
- 2 裁判所の職員又は法曹関係者を構成員とし、その親ぼく、互助、研さん等を目的とする団体
- 3 居住地域の町内会及び自治会
- 4 子弟の学校のPTA
- 5 出身学校の同窓会、同期会等の親ぼく団体
- 6 1から5までに掲げる団体に準ずる団体であって、所属庁の長がその団体の

役員等の職を兼ねることが第4の1の(1)から(4)までの定めに該当しないことが明白であると認めて指定するもの

第3 営利企業兼業の承認

営利企業兼業については、次に定める場合のほかは、承認することができない。

- 1 不動産等の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - (1) 職員の官職と承認に係る不動産等の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - (2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産等の賃貸に係る管理業務を事業者にゆだねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - (3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - (1) 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - (2) 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - (3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 3 不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - (1) 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - (2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

(4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第4 有報酬兼業及び無報酬兼業の許可

1 有報酬兼業又は無報酬兼業の申請が次のいずれかに該当する場合には、これを許可してはならない。

(1) 当該兼業のため勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められる場合

(2) 当該兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められる場合

(3) 裁判所と当該兼業先との間に取引関係等の特殊な関係があるなど当該兼業をすることが裁判所の職務の公正に疑義を生じさせるおそれがあると認められる場合

(4) 当該兼業をすることがその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合

2 職員が報酬を得て大学等の講師の職を兼ねる場合（継続的又は定期的に兼ねる場合に限る。）の許可は、次に定める基準に該当する場合に限り行うことができる。ただし、この基準によることができない特別の事情がある場合には、最高裁判所の承認を得て許可することができる。

(1) 担当する授業時間が官庁の執務時間外であること。

(2) 担当する授業時間数が次の範囲内であること。

ア 講師の職を兼ねる期間が3箇月以上である場合には、授業時間数が1週間につき2時間を超えないこと。

イ 講師の職を兼ねる期間が3箇月未満である場合には、授業時間数が1週間につき6時間を超えないこと。

3 職員が国に設置された委員会、協議会又は審議会（これらと同種のものを含む。）の非常勤の職員、委員、幹事又は評議員（これらと同種のものを含む。）

の職を兼ねる場合の許可は、最高裁判所の承認を得て行う。

第5 兼業の承認又は許可の申請手続

- 1 職員は、営利企業兼業の承認又は有報酬兼業若しくは無報酬兼業の許可（以下「兼業の承認又は許可」という。）を受けようとする場合には、事前に相当の期間において、所属庁の長に対し、別紙様式第1による「営利企業兼業承認申請書（不動産等の賃貸）」、別紙様式第2による「営利企業兼業承認申請書（太陽光電気の販売）若しくは別紙様式第3による「営利企業兼業承認申請書（不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外）」又は別紙様式第4による「兼業許可申請書」2部（営利企業兼業の承認を申請する場合及び最高裁判所の許可を必要とする場合にあっては、3部）を提出しなければならない。

- 2 営利企業兼業承認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 不動産等の賃貸の場合

- ア 不動産等の状況を明らかにする書面（不動産の登記簿謄本、不動産の図面等）
- イ 賃貸料収入額を明らかにする書面（賃貸契約書の写し等）
- ウ 不動産等の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面（不動産管理会社に対する管理業務委託契約書等）
- エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び職員との続柄並びに職員の当該事業への関与の程度を明らかにする書面
- オ その他参考となる資料

(2) 太陽光電気の販売の場合

- ア 太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面（太陽光発電設備の仕様書の写し等）
- イ 太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面（太陽光電気の販売契約書の写し等）

ウ 太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面（事業者に管理業務を委託する契約書の写し等）

エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び職員との続柄並びに職員の当該事業への関与の程度を明らかにする書面

オ その他参考となる資料

(3) (1)及び(2)以外の営利企業兼業の場合

ア 当該事業の概要を明らかにする書面（事業報告書、組織図、事業場の見取り図等）

イ 使用人及び親族で当該事業に従事するものの人数並びにそれらの者と職員との続柄を明らかにする書面

ウ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び職員との続柄並びに職員の当該事業への関与の程度を明らかにする書面

エ 職員が当該営利企業を営むことを必要とする事情を明らかにする書面

オ その他参考となる資料

- 3 兼業の承認又は許可を受けた職員は、昇任、転任、配置換、併任等による官職等の異動があった場合には、1箇月以内に改めて兼業の承認又は許可の申請をしなければならない。ただし、官職について実質的な異動がない単なる昇格の場合及び官職に異動がなく、かつ、職員の所属する庁の長を異にしない配置換の場合並びに併任の解除及び終了の場合は、この限りでない。

第6 兼業の承認又は許可の手続

1 営利企業兼業の場合

- (1) 所属庁の長は、申請を承認することが相当であると認めた場合には、兼業承認申請書1部（職員が自ら営利企業を営む場合には、第5の2に定める資料を含む。）を添付して最高裁判所に承認の上申をする。

(2) 所属庁の長は、(1)の上申について最高裁判所から承認又は不承認の通知があった場合には、兼業承認申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付する。

(3) 所属庁の長は、申請を承認することが相当でないと認めた場合には、兼業承認申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付し、最高裁判所に兼業承認申請書1部を添付して承認しなかった理由を報告する。

2 有報酬兼業の場合

(1) 所属庁の長は、最高裁判所の許可を必要とする申請を許可した場合には、兼業許可申請書にその旨を記載して、1部を保管し、2部を最高裁判所に提出する。この場合において、最高裁判所が当該申請を許可し、又は許可しなかったときは、所属庁の長は、保管している兼業許可申請書にその旨を記載し、最高裁判所から返戻された兼業許可申請書1部を申請者に交付する。

(2) 所属庁の長は、(1)の申請を許可しなかった場合には、兼業許可申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付し、最高裁判所に兼業許可申請書1部を添付して許可しなかった理由を報告する。

(3) 所属庁の長は、申請（(1)の申請を除く。）を許可し、又は許可しなかった場合には、兼業許可申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付する。

3 無報酬兼業の場合

所属庁の長は、申請を許可し、又は許可しなかった場合には、兼業許可申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付する。

第7 兼業の承認又は許可の期間

兼業の承認又は許可の期間は、2年以内とする。

第8 勤務時間を割く必要がある場合の承認

1 職員は、有報酬兼業の許可を受けた場合において、現実に勤務時間を割くときには、その都度所属庁の長の承認を得なければならない。

- 2 職員は、勤務時間を割くことの承認を得ようとする場合には、事前に書面により所属庁の長に申請しなければならない。

第9 委員会等の委員等への推薦

- 1 国、地方公共団体若しくは公共的団体に設置された委員会、協議会若しくは審議会（これらと同種のものを含む。以下、「委員会等」という。）の非常勤の職員、委員、幹事又は評議員（これらと同種のものを含む。以下「委員等」という。）への委嘱について関係機関から職員の推薦依頼を受けた場合の推薦は、所属庁の長が行う。
- 2 所属庁の長は、1の定めにより国に設置された委員会等の委員等に職員を推薦する場合には、最高裁判所の承認を得なければならない。
- 3 1の定めによる推薦については、第4の1の定めを準用する。
- 4 2の定めにより最高裁判所の承認を求める場合には、職務への支障の有無についての意見を付した上、当該委員会等の設定目的および構成、当該委員等の職務内容、職務に従事する時間、報酬の有無及び金額等を明らかにした条例、設置要綱等の資料を添付する。
- 5 職員が所属庁の長の推薦により委員会等の委員等の職を兼ねる場合には、法第104条の規定又は第2の定めによる許可を受けたものとみなす。

第10 研修会等講師の推薦

研修会、講演会等の講師への職員の推薦は、所属庁の長が行う。この場合において、所属庁の長は、当該研修会、講演会等が国、地方公共団体又は公共的団体の行うものであり、その目的、趣旨、講義内容、対象者等の諸般の事情を総合して裁判所の職務の公正に疑義が生ずるおそれがないことが明白であり、かつ、事務の円滑な運営に支障を生じさせないものである場合に限り、推薦するものとする。

第11 兼業台帳の備付け等

- 1 兼業台帳の備え付け

高等裁判所，地方裁判所及び家庭裁判所は，別紙様式第５の「兼業台帳」を備え付ける。

２ 兼業台帳の写しの送付

地方裁判所及び家庭裁判所は，毎年１月３１日までに前年分の兼業台帳の写しを高等裁判所に送付し，高等裁判所はこれを取りまとめた上，自庁の兼業台帳の写しと共に毎年２月１０日までに最高裁判所に送付する（送付書不要）。

(別紙様式第1)

営利企業兼業承認申請書(不動産等の賃貸)

(申請日) 平成 年 月 日	
(所属庁の長)	殿
	(申請者)
印	
次のとおり兼業の承認を申請します。	
1 申請者	
(ふりがな)	生年月日 年 月 日生(歳)
氏 名	現住所
所属庁	官職名
配属部課室	担当係
職務分担	
俸給	級 号俸
2 兼業先	
賃貸する不動産等	建物 (独立家屋) 棟 延べ床面積 m ² (マンション等) 室 延べ床面積 m ² 所在地
	土地 貸付件数 件 面積合計 m ² 用途 所在地
	駐車場 駐車台数 台 設備の有無 所在地
	その他 (娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産) 種類 件数 件 規模 所在地 (旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 件数 件 規模 所在地
賃貸料収入の予定年額	合計 円
	建物 (独立家屋) 円 (マンション等) 円
	土地 円
	駐車場 円
	その他 円
不動産又は駐車場の 賃貸に係る管理業務 の方法	

3	職員の官職と承認に係る不動産等の賃貸との間の特別な利害関係の有無
4	職員の職務の遂行への支障の有無
5	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
6	その他参考事項

(別紙様式第2)

営利企業兼業承認申請書(太陽光電気の販売)

(申請日) 平成 年 月 日	
(所属庁の長)	
殿	
(申請者)	
印	
次のとおり兼業の承認を申請します。	
1 申請者	
(ふりがな)	生年月日 年 月 日生(歳)
氏 名	現住所
所属庁	官職名
配属部課室	担当係
職務分担	
俸給	級 号俸
2 兼業先	
太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況	設備の所在地
	発電出力 kW
	運転開始年月日(予定日) 年 月 日
収入の予定年額	円
	年間販売量(見込み) kWh/年
	販売価格 円/kWh
太陽光電気の販売に係る管理業務の方法	
3 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無	
4 職員の職務の遂行への支障の有無	

5	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
6	その他参考事項

(記入要領)

発電出力は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいずれか小さい方を少数1桁まで記載する。

(別紙様式第3)

営利企業兼業承認申請書(不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外)

(申請日) 平成 年 月 日	
(所属庁の長)	殿
	(申請者)
印	
次のとおり兼業の承認を申請します。	
1 申請者	
(ふりがな)	生年月日 年 月 日生(歳)
氏 名	現住所
所属庁	官職名
配属部課室	担当係
職務分担	
俸給	級 号俸
2 兼業先	
事業の名称	
所在地	
事業内容	
収入の予定年額	円
使用人の人数及び 職員との続柄	
事業の用に供する 土地、建物等の施 設の種類・規模及 び機械等の機器の 種類・数量	
職員が必要とする 事業への関与の内 容及びその業務へ の従事時間	
当該事業の承継の 事由	

3	職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無
4	職員の職務の遂行への支障の有無
5	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
6	その他参考事項

(別紙様式第4)

兼 業 許 可 申 請 書			
(所属庁の長)			
殿		(申請日)	平成 年 月 日
		(申請者)	印
次のとおり兼業の許可を申請します。			
1 申請者について			
(ふりがな)	生年月日 年 月 日生 (歳)		
氏 名	現住所		
所属庁部課係			
官職名	俸給	()	級 号俸
2 兼業先について			
企業又は団体の名称 ☐ 自 営 ☐ その他		事業内容 ☐ 営利企業 ☐ その他	
所在地 (勤務場所)			
報酬 ☐ 有 ☐ 無 月収 円 年収 円 1 回 円			
勤務の態様及び時間 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 時から 時まで 平均して, 1 年 日 1 月 日 1 日 時間 週延べ 時間		兼業する役職名及び職務内容	
兼業予定期間 ☐ 新規 ☐ 継続 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (年間)			

3 兼業が官職に与える影響

割り振られた正規の勤務時間を割く必要の有無 ☐有 ☐無

4 兼業を必要とする理由

所属庁の長の記入箇所

(文書番号)

裁 第 号

平成 年 月 日

(所属庁の長)

印

最高裁判所の記入箇所

最高裁人第 号

平成 年 月 日

最高裁判所

印

(記入要領)

- 1 最高裁判所の許可を必要とする場合には、宛名に最高裁判所と併記する。
- 2 ☐の設けられている項目は、該当する☐の中にレを記入する。
- 3 「所在地（勤務場所）」欄は、兼業する企業又は団体の所在地と兼業により勤務する場所とが異なる場合には、その両方を記入する。
- 4 「兼業予定期間」欄については、兼業の予定期間が2年を超える場合には、同欄の括弧内に2年間と記入する。

(別紙様式第5)

平成 年

兼 業 台 帳

(庁名)

裁判所

申請又は推薦 依頼 月 日	結 果	兼 業 の 内 容				申 請 者			備 考
		兼業先の名称及び 役職名	勤務の態様及び時間 正規の勤務時間を割く必要の有無	報 酬	期 間	所 属 部課係	官 職 級号俸	氏 名	
月 日	月 日		有 無		?		() /		

(最人能)